

中国大野木会計グループニュースレター

担当：羅

賞与に関する個人所得税対策

2019年もう間もなく年末を迎え、中国の春節も今年は例年より若干早い1月25日からとなっており、多くの日系企業においては賞与の支給が行われる時期となっています。

今年は新個人所得税法が施行されて、賞与に関する個人所得税の計算方法も昨年までとは少し変更になる点があります。

1. 『一回性賞与の計算式』と『総合所得としての合算計算方式』の選択

旧個人所得税法においても、年2回以上の賞与支給がある場合には、その内の一回のみは軽減税率の適用ができる『一回性賞与の計算式』を使って税金を計算することができていました。

新個人所得税法においても、2019年～2021年の3年間について経過措置期間(2022年からは廃止)として、『一回性賞与の計算式』(賞与の金額を12で除した金額を税率表のブラケットにあてはめて税額を計算する方法)を使って税金を計算することができることになっています。

しかしながら、新所得税法は、旧個人所得税法のときのような月収ベースで税額を確定させて完結させる方法から、年収ベースでの課税所得をもとに計算する方法に変更になったこと、課税所得を計算する際の基礎控除額が年間60,000元(月額5,000元)に増額されたこと、各種費用控除項目等が設けられたこともあり、『一回性賞与の計算式』を使って税金を計算するよりも、その月の給与と合算して計算したほうが、税金の負担が少なくなるケースがあり、税法においても各個人ごとにどちらか選択して税金を計算することが認められています。

下記に例をあげて説明します。

計算例：

2019.12.10 に甲、乙、丙にそれぞれ今年初めての賞与 15,000 元(額面)を支給した。

税金計算比較表：

	2019年度給与分データ							2019年度賞与データ (年一回のみ支給)			年間税金		比較の結果	
	年間 給与額	差引			課税所得 金額	税率 (%)	速算 控除額	給与分 年間税金	賞与金額	賞与分税金		賞与分税金 計算の選択		
		社会保険 住宅積立金 合計	附加控除	基礎控除						A. 一回性 賞与方式 の場合	B. 合算方式 の場合	年間給与+ 賞与Aの方 式		Bの場合
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
甲	132,000.00	28,380.00	36,000.00	60,000.00	7,620.00	3	0.00	228.60	15,000.00	450.00	678.60	678.60	678.60	どちらでも同額
乙	108,000.00	23,220.00	36,000.00	60,000.00	-11,220.00	3	0.00	0.00	15,000.00	450.00	113.40	450.00	113.40	Bの方が有利(賞与と給与合算方式)
丙	180,000.00	38,700.00	36,000.00	60,000.00	45,300.00	10	2,520.00	2,010.00	15,000.00	450.00	3,510.00	2,460.00	3,510.00	Aの方が有利(一回性賞与方式)

上記の例で乙は賞与支給前の年間の課税所得がマイナスになっており、年間の基礎控除額 60,000 元を活用しきれていない状況にあります。このようなケースでは、『一回性賞与の計算式』を使って計算するよりも年間の給与と合算して年間総合所得として計算したほうが税金負担は少なく手取り賞与額が増加します。

2. 一回性賞与の計算式の税率ブラケットの境目に注意

過去の弊社のニューズレターでも紹介いたしましたが、一回性賞与の計算式で税金計算する際、適応税率のブラケットの境目の金額では、額面金額と手取り金額の逆転現象がおきるので注意が必要です。

例：丁へ賞与支給総額：36,000.00 元、

戊へ賞与支給総額：36,001.00 元

このケースでの個人所得税の金額と手取り金額は下記ようになります。

	賞与支給総額 (額面金額)	税率 (%)	速算 控除額	税金	手取金額
丁	36,000.00	3	0.00	1,080.00	34,920.00
戊	36,001.00	10	210.00	3,390.10	32,610.90

(参考：適用税率表)

級数	①総額方式		税率(%)	速算控除額
	下限(超)	上限(以下)		
1	0	3,000	3%	0
2	3,000	12,000	10%	210
3	12,000	25,000	20%	1,410
4	25,000	35,000	25%	2,660
5	35,000	55,000	30%	4,410
6	55,000	80,000	35%	7,160
7	80,000		45%	15,160

(備考：一回性賞与支給総額/12の数値を上記税率表にあてはめて個人所得税を計算)

額面 36,000 元までの支給であれば適応税率は3%(3000*12=36,000 元)になりますが、36,000 元を超えると適用税率が 10%にあがるため、会社としてより多くの経費負担をしているのに、個人の手取り額が減ってしまい、会社も個人も損をするという状況になります。

上記のとおり新個人所得税法における経過措置期間の賞与支給については、一部の
人たちにとってはほんのわずかではありますが、税金負担を少なくして手取りを増やすとい
うことができる場合がありますので参考になればと思います。

以上